

川崎市住宅供給公社の入札等制度について

川崎市住宅供給公社総務部総務課で行う入札等については、平成25年5月より次のとおり取り扱います。

1 工事請負

- (1) 原則として予定価格（税込）が1千万円以上の案件は一般競争入札とし、1千万円未満の案件は指名競争入札とします。
- (2) 競争入札で執行する案件には、最低制限価格を設定します。ただし、予定価格（税込）百万円未満の案件は、最低制限価格を設定しないことができることとします。
- (3) 予定価格及び最低制限価格は、落札者決定後に入札情報ページで公表します。

2 業務委託

- (1) 原則として指名競争入札とします。
- (2) 必要に応じて最低制限価格を設定します。最低制限価格設定の有無は、指名時の書面に記載します。
- (3) 業種が建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、測量、建物清掃等及び屋外清掃のもので競争入札で執行する案件は、予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）を、落札者決定後に入札情報ページで公表します。

3 物品調達及び製造請負

- (1) 原則として指名競争入札とします。
- (2) 予定価格の公表は行いません。